平成２５年（フ）第１３３号
茨城県古河市女沼1000番地１　ベイサージュＢ棟202号
債務者　倉持　　章（旧姓田部井）
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１４２号
茨城県常総市中妻町419番地３　千代田団地Ａ－９
債務者　栗田きぬい
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美249番地３　藤生アパート
債務者　山口麻由美
１　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第６５号
群馬県桐生市新里町新川3800番地５
債務者　佐々木　憲
１　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４７４号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番12棟511号
債務者　斉藤　良一
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８１号
千葉市若葉区桜木８丁目10番52号　コウノダイハイツ101号
債務者　豊田　大輔
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０２号
千葉県市川市北国分２丁目33番25号
債務者　荻原　政陸
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２１号
千葉県習志野市本大久保１丁目２番13―103号
債務者　福田　一幸
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
新潟市中央区鐙西２丁目22番15号　クオレシティー鐙Ｂ―101号
債務者　佐川　裕子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０３号
新潟市秋葉区南町17番21号
債務者　佐々木麻衣
１　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２０号
石川県白山市八田町1223番地８
債務者　藤井　祐子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
長野市三輪９丁目10番11号
債務者　西澤未沙子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
長野県上田市常磐城６丁目15番12号
債務者　吉池美和子
１　決定年月日時　平成25年７月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７０号
長野県上田市五加906番地１　グラース五加101号
債務者　前島　真二
１　決定年月日時　平成25年７月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１２１号
長野県塩尻市宗賀71―530　サンガーデン平林101号、住民票上の住所長野県木曽郡木曽町三岳6512番地１
債務者　中谷　　昇
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２９号
長野県安曇野市穂高北穂高2209番地１　フレグランスＵＳＵＩ　Ｃ―201
債務者　福原　美和（旧姓太田）
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２０号
静岡県掛川市中5913番地
債務者　岩崎　隆一
１　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係